

# セーフティネット専用住宅の 補助制度について

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課

# 1. セーフティネット専用住宅とは

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅のうち、**入居者を住宅確保要配慮者とその同居者に限定した住宅**
- (2) 自治体へ物件の登録が必要（**宇都宮市内の物件：宇都宮市**，栃木県内他市町：栃木県）
- (3) 入居する住宅確保要配慮者を選択することができ，途中で変更することも可能
- (4) **市や国から補助金を受ける場合，10年間**は，住宅確保要配慮者以外の**一般世帯の入居不可**（但し，一度入居実績があれば，その後一般世帯の入居は可）

住宅確保要配慮者：低額所得者や高齢者，障がい者，子育て世帯等で住まいの確保にお困りの方

## 2. セーフティネット専用住宅に対する補助金の種類

入居者が、宇都宮市から補助資格確認通知書の交付を受けた住宅確保要配慮者で、居住誘導区域内に立地するセーフティネット専用住宅に入居する場合に、補助金の交付申請が可能

名称	交付の対象者	内容
家賃低廉化補助	貸主	入居者が負担する家賃が市営住宅並みとなるよう差額相当分を補助（ <b>差額の上限額：40,000円／月</b> ） 【補助期間】 <b>低額所得者：10年</b> ， <b>子育て世帯：6年</b> ， <b>新婚世帯：3年</b> （低額所得者は差額が通算480万円以内なら最長20年可）
家賃債務保証料等 低廉化補助	家賃債務 保証会社等	家賃債務保証料や孤独死・残置物に係る保険料として支払う初回費用の一部を補助（ <b>上限額：50,000円／初回分</b> ）
見守りサービス料 補助	貸主	入居者を宅内センサー等で見守りするサービスの利用料の一部を補助（初期費用の1／2， <b>上限額：10,000円／初回分</b> ） ※ 1日1回安否確認，管理会社や親族等に緊急通報可が要件

このほか、国の補助金として、既存住宅を住宅確保要配慮者が入居するために改修する工事（バリアフリー・耐震改修等）を実施する場合、その費用の一部を補助（**上限50万円／戸**＋工事内容により加算有）

### 3. 入居者の主な補助資格要件

- (1) **低額所得者**  
(所得：月15.8万円以下)
- (2) 18歳以下の子がいる**子育て世帯**、**婚姻から5年以内の新婚世帯**  
(所得：月21.4万円以下 (令和8年3月31日までに入居する世帯は月25.9万円以下) )
- (3) 生活保護、生活困窮者住居確保給付金などの住宅支援に関する給付金を受けていないこと
- (4) 住民税の滞納がないこと 等

# 4. 申請の流れ

